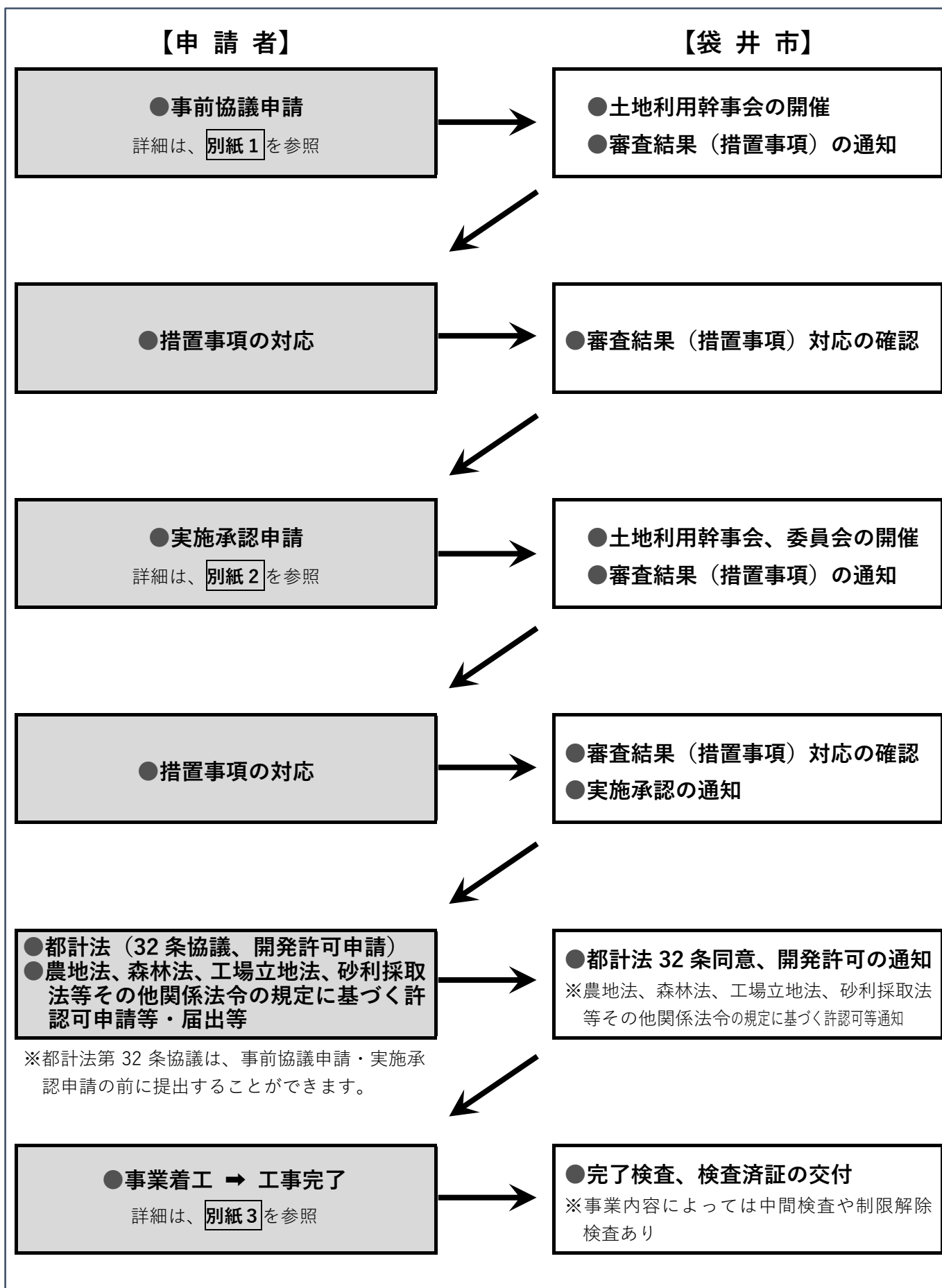


■申請から事業着工・完了までの主な流れ（参考） 開発行為の場合



注意：このフローは、一例の手順を示したものであり、案件ごとにその他必要な手続きが生じる場合があります。事前相談の際、個々に確認してください。

事前協議申請 （袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第 6 条関係）

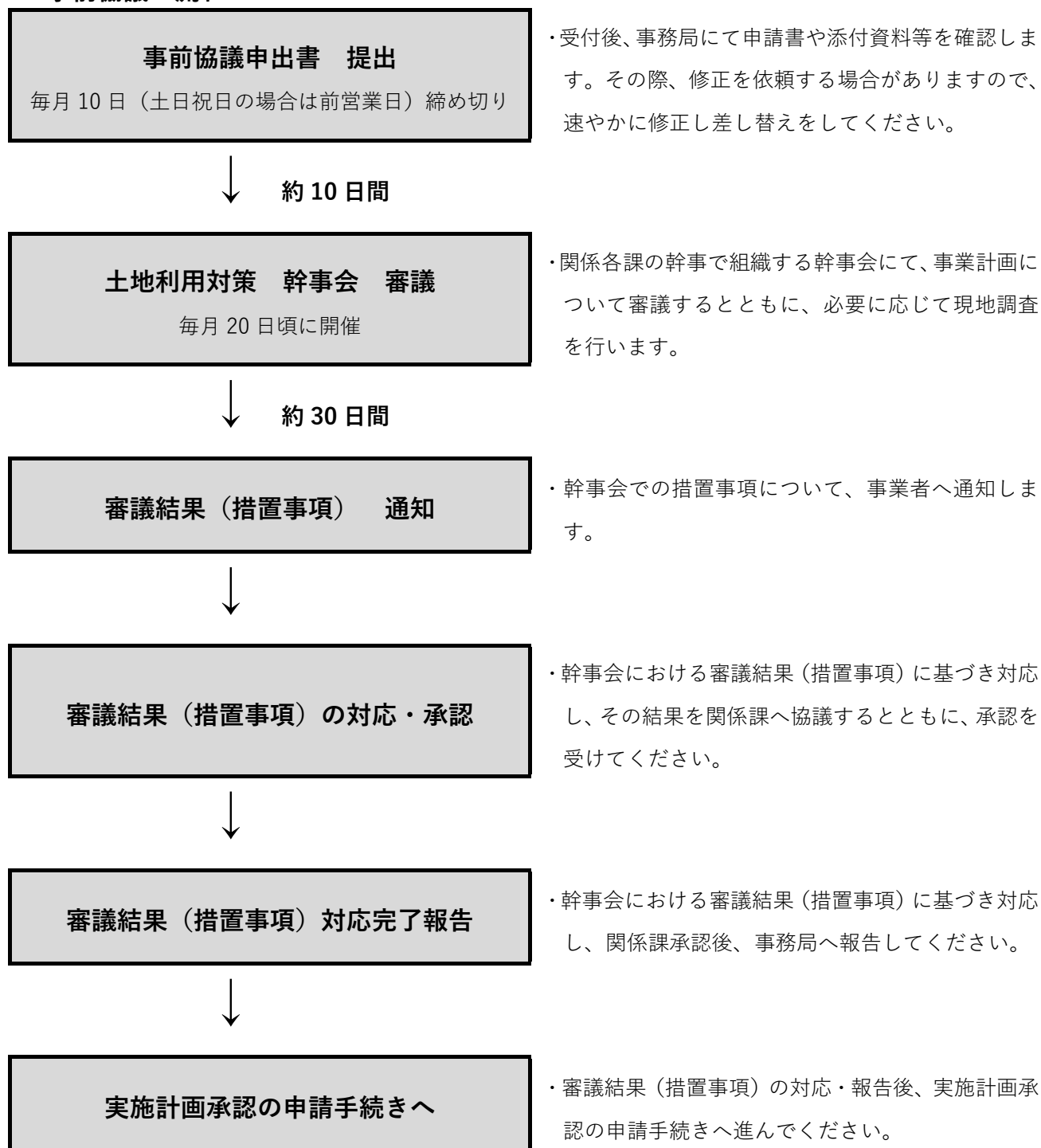
○提出日：毎月 10 日（土日祝日の場合は前営業日）締め切り

○提出部数：正本 1 部 副本必要部数、電子データ

○適用条件：施行区域面積が 1,000 m²以上（秋田川流域 500 m²以上、川井西地区 800 m²以上）で区画形質の変更が生じるもの

※要綱第 6 条ただし書きに規定する事業（3,000 m²未満の自己用倉庫・工場・事務所・共同住宅等）については、事前協議を省略することができる

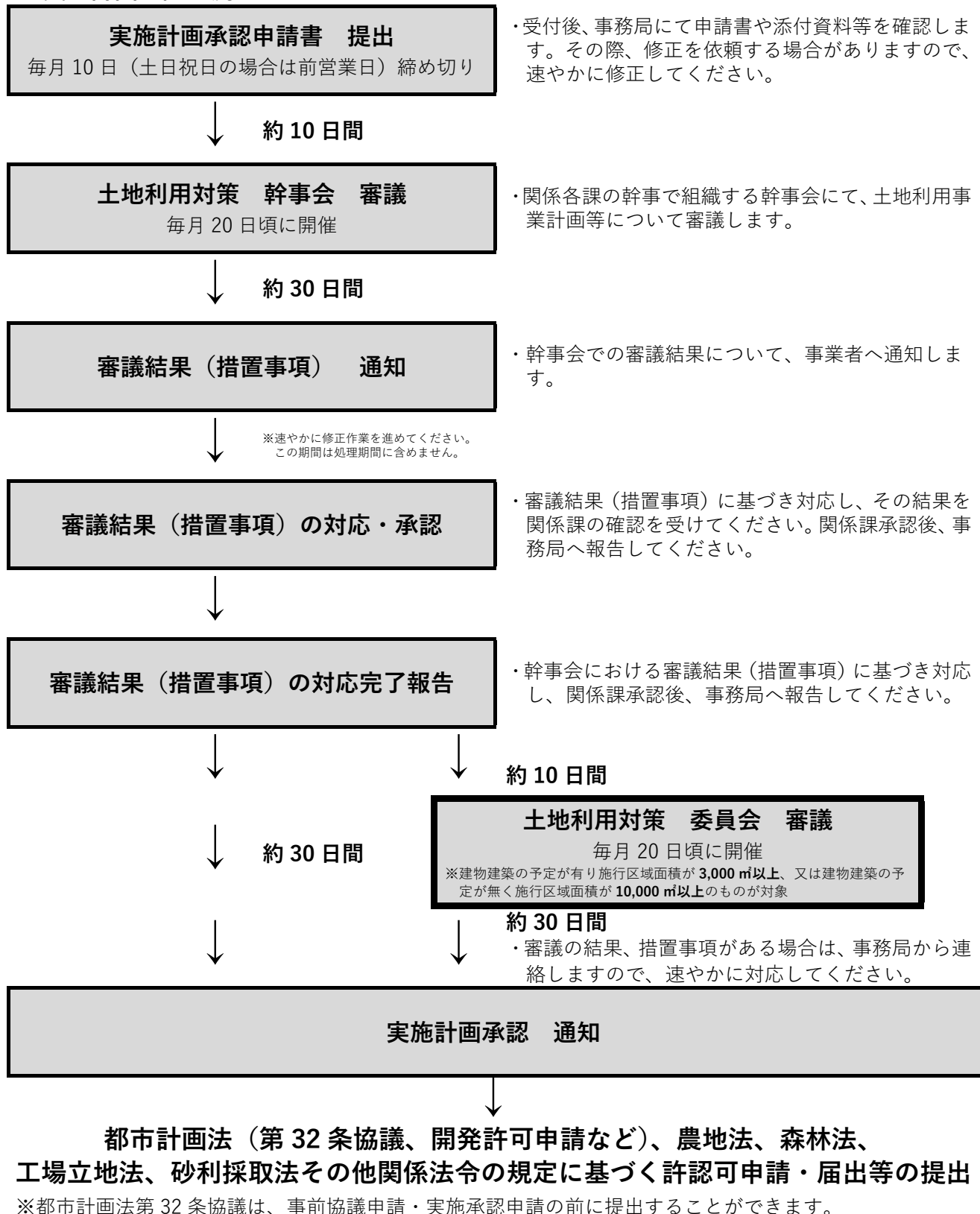
■事前協議の流れ



実施計画承認申請 （袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第 8 条関係）

- 提出日：毎月 10 日（土日祝日の場合は前営業日）締め切り
- 提出部数：正本 1 部 副本必要部数、電子データ
- 適用条件：施行区域面積が 1,000 m² 以上（秋田川流域 500 m² 以上、川井西地区 800 m² 以上）で区画形質の変更が生じるもの

■実施計画承認の流れ



工事着手後（袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱 第 14 条関係等）

工事着手届 提出

- ・実施承認後、および各種法令に基づく許認可後、工事に着手しようとする時に提出してください。

必要な場合に提出

- | | |
|----------------|---------|
| ・ 変更承認申請 | 約 30 日間 |
| ・ 軽微変更届等 | 約 10 日間 |
| ・ 予定建築物以外の承認申請 | 約 20 日間 |
| ・ 建築等制限解除申請 | 約 20 日間 |
| ・ 防災工事完了届 | 約 20 日間 |
| | など |

- ・ 必要に応じ随時提出をしてください。
- ・ 開発許可申請が必要な案件については「袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」と「袋井市開発事務等要領」に基づく届出等が重複する場合があります。この場合、指導要綱に基づく届出等を省略することができますので、その都度、事務局へ確認してください。

工事完了届

※事業内容によっては中間検査や制限解除検査あり

- ・ 工事が完了した時に提出してください。

完了検査

- ・ 現地で、完了検査を実施します。
- ・ 手直し等がある場合は対応してください。対応後、現地を確認する場合があります。

完了検査済証の交付（公告）

- ・ 公共施設を市へ帰属する場合は、帰属完了後公告となります。

公共施設を市へ帰属する場合

- ・ 維持管理協定書の締結
- ・ 帰属の手続き など